

令和 7 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月12日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 12 日〔水曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第11号 江南市債権の放棄に関する条例の制定について

議案第13号 江南市職員定数条例の一部改正について

議案第14号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第15号 江南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第16号 江南市市税条例の一部改正について

議案第17号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第18号 江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第30号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第 2 条 継続費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

第 3 条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

第 4 条 地方債の補正のうち

防火水槽耐震化事業

議案第35号 令和 7 年度江南市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

第4条 債務負担行為のうち

議会映像配信業務委託料

軽自動車税納税通知書等印刷製本費

市県民税納税通知書等印刷製本費

第5条 地方債のうち

防災行政無線改修事業

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

防災基盤整備事業

消防施設整備事業

防火水槽耐震化事業

第6条 一時借入金

第7条 歳出予算の流用

議案第42号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 大 薮 豊 数 君

副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 伊 藤 吉 弘 君

委員 中 野 裕 二 君

委員 石 原 資 泰 君

委員 津 田 貴 史 君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員 長 尾 光 春 君

議員 岡 地 清 仁 君

議員 須 賀 博 昭 君

議員 牧 野 行 洋 君

議員 土 井 紫 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君

副主幹 磯 部 将 人 君

主任 大 池 健 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

危機管理室長兼水道部長 古 田 義 幸 君

企画部長 平 松 幸 夫 君

総務部長 河 田 正 広 君

消防長 花 木 康 裕 君

防災安全課長兼防災センター所長 菱 川 秀 之 君

防災安全課主幹 瀬 川 雅 貴 君

防災安全課副主幹 横 川 幸 哉 君

秘書人事課長 梶 田 博 志 君

秘書人事課主幹 山 口 尚 宏 君

秘書人事課副主幹 梶 浦 太 志 君

企画課長 矢 橋 尚 子 君

企画課副主幹 浅 野 耕太郎 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒 井 博 久 君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

大 矢 幸 弘 君

財政課長 安 達 則 行 君

財政課主幹 大 池 慎 治 君

財政課副主幹 伊 藤 俊 治 君

税務課長 金 川 英 樹 君

税務課主幹 千 田 美 佳 君

税務課副主幹 丹 羽 克 仁 君

税務課副主幹 杉 江 善 和 君

収納課長 吉 本 晴 永 君

収納課主幹 前 田 茂 貴 君

総務課長 今 枝 直 之 君

総務課主幹 横 井 貴 司 君

総務課副主幹 清 野 慶 太 君

会計管理者兼会計課長	向 井 由美子 君
監査委員事務局長	平 野 優 子 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畑 毅 君
消防予防課長	栢 本 忠 幸 君
消防予防課主幹	蟹 江 雅 紀 君
消防予防課副主幹	木 元 健 二 君
消防署長	上 村 和 義 君
消防署東分署長	鈴 木 昌 樹 君
消防署主幹	大 谷 充 広 君
消防署主幹	雉 野 広 治 君
消防署主幹	日下部 匡 彦 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

本当に今日は暖かい日で、朝も、僕はいつも駅に 5 時半ぐらいに立つんですけど、今日も風がそんなに冷たくないんですよ。本当に春だなあという感じがしました。今年の春は、非常に私、機嫌がよくて、去年まではこの時期はもう鼻ずるずるだったんですよ。花粉症で。多分こういった委員会なんかも、「皆さん、こんにちは。今日はよろしくお願いします」とやっておったんですけど、レーザーで焼くやつ、めっちゃめっちゃいいですね。あれで一気に鼻すうすうになって、何年か前の花粉症がなかった頃の当時に戻ったんで健康が一番いいですね。

最近のニュースで皆さんもよく御存じのとおり、僕の同級生の浜田雅功が病氣療養で少し休憩に入りました。ちょっと働き過ぎじゃないかなと思わせてね。

実は彼、学生時代、本当に僕の隣の隣のクラスで、友人ではないんで一緒に遊んだ覚えはないんですよ。でも、一言二言、言葉は交わした覚えがあるんですけど、意外とテレビに出ている浜田と、それから実際の本人の浜田は別人です。実は非常に繊細で、彼ちょっと脆いところがあるのは僕らも学生時代によく知っていました。そこが本当に 30 年、40 年でやっと出ちゃったのかなと。相方のああいうことがあって、大変だなと。

つくづく江南市役所の皆さんも、先日のパンマルシェもそうですけど、皆さん本当に職員の皆さん、土・日も出て来ていただいたりして素晴らしいなと、働き過ぎにならないかなと思って、本当にそれが心配でなりません。できるだけ休むときはたっぷり休んでいただいて、体の調子を整えて、業務を一生懸命やっていただけたらありがたいなと思い、今日のこの委員会についても、しっかりここは集中して審議をしてきていただきたいなというふうに思っております。

我々市議会のほうからもいろいろ質問等をさせていただくことになると思いますが、ぜひ答弁のほうも簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

市長、よろしくお願いします。

○市長　改めまして、おはようございます。

ただいま大薮委員長のほうから我々に対しましてのねぎらいの言葉もいただきまして、ありがとうございます。

劇場で「春の香り」が上映されております。私も初日の夜9時過ぎだったと思いますけど、行ってきて見ました。なかなかきれいに、すいとぴあの桜から入ってきれいな映像でありました。時間がありましたら、ぜひお出かけをいただきまして、また御感想なども聞かせていただけたらうれしく思っております。

また、今週NHKで夕方6時10分から江南市ウィーク！というようなことで放送されております。今日また放送されると思います。時間があれば、ぜひ御覧いただきたいと思います。

さて、去る2月27日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　お願いします。

それでは、市長ですが、公務のほうがありますので一旦御退席いただきます。ありがとうございました。

それでは本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第11号　江南市債権の放棄に関する条例の制定についてをはじめ、12議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

審査の順序については、付託順により行いますが、追加提出されました議案第44号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）については、議案第30号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）の後に、議案第45号　令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）については、議案第35号　令和7年度江南市一般会計予算の後に審査を行いたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁ともに簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名の後に発言していただくよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

議案第11号 江南市債権の放棄に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第11号 江南市債権の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、議案第11号につきまして御説明させていただきますので、議案書の7ページをお願いいたします。

令和7年議案第11号 江南市債権の放棄に関する条例の制定についてでございます。

次の8ページから9ページにかけて、条例（案）を掲げております。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけなんですけれども、これは本会議でしっかりと議論されましたので、私も立場的にメモがなかなか取れていなかったものですから、重複する部分があるかも分かりませんが、1点だけお聞きしたいので

すけれども、放棄することのできる市の債権の種類って、もう一度、何種類ぐらいありましたか、教えてください。

○総務課長 条例の対象となります市の債権につきましては、様々なものがございすことから全ての債権を申し上げるということではできませんけれども、債権を放棄するものとしたしましては、水道料金、学校給食費、保育園給食費、市営住宅家賃などが該当してまいります。

また、このほか市からの補助金等におきまして、不当な申請等により取得したのに対します返還金等も対象となり得るものと考えております。

○伊藤委員 そうすると、何種類かあるという細かいことは分からないということなんですよ。取りあえず、主立ったところだけは今そういった形なんですよ。

○総務課長 江南市が抱えております債権で大きなものとしたしましては、現状はその4つが対象となってくるものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか、もう一回。

○伊藤委員 本会議でも出ていたかも分かりませんが、一番大事なことは、滞納とならないよう徴収することが一番大事なことなんですよけれども、他の自治体では債権管理課を設けて、しっかりと庁内横断的に管理する部署があるんですよ。江南市においても、そういう部署というのをつくる予定はあるのかなのかということなんですよ。

○総務課長 自治体によりましては、債権回収を横断的に扱う部署をつくる自治体もございすけれども、そういったところに聞き取りをしましたところ、目立った効果が現れていないということもございすことから、徴収の組織に当たりましては、今後も継続して調査・研究していくという中での今回の条例の制定案の上程でございす。

○伊藤委員 あと要望を最後にですね。

いずれにいたしましても、どの債権も滞納にならないようにしっかりと徴収していただくことが大切なことでございす。

あと、債権を放棄するということは、逃げ得を許すことになりますよね。だから、きちんと支払っている人との公平性が保たれないものですから、こ

の辺り、各課においてはしっかりと徴収するように頑張ってくださいよう要望いたします。以上です。

○委員長　　ほかはございませんか。

○中野委員　　今回この条例を制定する趣旨としては、過年度分で、亡くなったり、年数がたってどうしようもないやつを一回リセットする。それで現年度分のものをしっかりと徴収していくという趣旨で、今回の条例を制定するというふうに私は認識しているんですけども、まずはその認識でいいのか、お尋ねいたします。

○総務課長　　債権といたしましては、大きなものとして消滅時効にかかった5年以降のものが最も多いと考えられておりますけれども、消滅時効にかかりますと、特に私債権におきましては自然に債権の放棄ができませんものですから、また、債権が放棄できない中で管理上の事務処理等が長年にかかってくるということもございまして、過去長年累積されたものにつきましては、そういった意味から整理という側面もあるかと思えます。

○中野委員　　これは今議長が言われたように、現年度分の徴収率が低下しては本末転倒だと思うので、ちょっと確認したいんですけども、第2条第1項第1号で、資力の回復が困難で履行される見込みがないと認めるときとか、こういう調査の部分があると思うんですけど、税金の場合は結構強制執行だったりとか強い権限があると思うんですけど、私債権だとそこまでの執行をする権力がないと思うんですけど、こういった部分の調査ってどのようにやっていくのか、どのように判断していくのか。質疑でもいろいろとあったんで重複する部分もあったら申し訳ないんですけども、ちょっと確認のためお尋ねいたします。

○委員長　　暫時休憩します。

午前9時39分　　休　憩

午前9時41分　　開　議

○委員長　　会議を再開いたします。

○総務課長　　債権回収のための督促、催告、訪問徴収のほか、時効の更新のための債務承認を求めるなど、滞納者に対しまして支払督促などの法的な手段をもって対応していくということを想定しておりますけれども、その債務

承認を求める中で、債務者には必要な情報、それから訪問徴収なら訪問徴収をする際の様々な必要な許可等をあらかじめ求めていくということを債権の所管課のほうに要請してまいりたいというふうに考えております。

- 中野委員　さっき議長の質問の中で、各課にまたがるじゃないですか。市営住宅だったら建築課であったりとか、給食だったら学校給食課だったりとかいろいろ各課にまたがるんですけれども、これはそれぞれで基準がばらばらだと今後議会に出てきたときに、審議するときどこまでこういうふうに調査して回収の動きをしたかとかというのが統一されていないと、なかなかそれがばっと出てきても、同じ基準でやっていないと判断がしにくい部分はあるんですけど、その辺は。

これは第2条第1項第5号のところでも、必要な措置を執ったにもかかわらず、消滅時効の期間が経過したときというところもあると思うんですけど、この部分も併せて各課の統一というか、そういった見解をどう持つのかをお尋ねしたいと思うんですけど。

- 総務課長　債務を履行させるための必要な措置を執るに当たりましては、各債権の特性ですとか、実態に即して対応していくということが必要だというふうに考えております。例えば、学校給食費なんかで申し上げますと、一般的な督促のタイミングというのは児童手当の支給月を念頭に置いている自治体が多くございまして、毎月ではなくて、そうすると3か月に1回のタイミングで督促をするとかそれぞれの債権に応じて柔軟に対処していく必要があるというふうに考えておりますので、各債権の所管課におきまして、台帳管理ですとか徴収手順の明文化に努めていくように周知を図っていききたいというふうに考えておりますのと、議会への報告につきましては、横断的な報告の内容、報告様式といったものを総務課のほうで規則等で定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 中野委員　最後に、第2条第2項で、議会に報告しなければならないというところで、初年度が大量に出てきますよね。1,000件以上、それをまとめてわっと出てきたときに議会としてもどう判断していいのか。どのように最初のとき報告されて、その後はどうやって報告していくというふうに考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○総務課長 報告の様式というか、報告の内容につきましては今検討しているところでございますけれども、債権ごとに、件数、金額といったものをまとめてという形にはなろうかと考えております。

委員さんおっしゃられるように、県内の先進地の例で申し上げましても、例えば刈谷市の水道料金で申し上げますと、初年度の放棄額が約9,300万円、2年目の放棄額が約560万円と。また、半田市の水道料金におきましても、初年度が約7,000万円、2年目が約20万円といったことでやはり初年度はかなり、従来放棄していない場合のものも含めますのでかなりの金額になると思いますけれども、報告の様式としましては、初年度も2年目も同じ形態で報告してまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 現状の回収率、徴収率が基準になってくると思うんですけど、先ほど言われた給食だとか市営住宅とか水道、保育園の給食、4つぐらいあったと思うんですけど、現状の徴収率って分かればちょっと教えてもらいたいんですけど。給食のほうは、たしか記憶では99.何%という徴収率だったと思うんですけど、それ以外でその辺ぐらゐの推移を保っているのか。

これは、江南市債権の放棄に関する条例ができたときに現年度分の徴収率が下がってしまっただけは意味がないので、ここの基準、これがあって、こういうふうになってもそれがきちっと維持できる、それ以上徴収していけるようになっていかなければ意味がないと思うので、現状の基準としての数値があれば教えていただきたいんですけど、なければ結構です。ないならいいです。

○総務課長 申し訳ありません。持ち合わせておりません。

○中野委員 また改めて、どこかで聞きます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時47分 休 憩

午前9時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市職員定数条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第13号 江南市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書人事課長 議案第13号につきまして御説明申し上げますので、議案書の14ページをお願いいたします。

令和7年議案第13号 江南市職員定数条例の一部改正についてでございます。

次の15ページには、江南市職員定数条例の一部を改正する条例（案）を、次の16ページには参考といたしまして、新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これも本会議でしっかりと質問をされたのでなかなか聞くことはないんですけども、ちょっと覚えていないこともあるかも分かりませんので、再度確認のために質問させていただきます。

今回、502人から535人に増やすと書いてあるわけでございますけれども、これは保育士の基準見直しということであったということで記憶しています。それ以外の要因はないということで、たしか本会議であったと思うんですけども、この中でちょっと気になるのは、正規職員が24名で、あとの例えば会計年度任用職員などを9名募集するというので合計33名ですかね。そう

ということだというふうに本会議では聞きましたけれども、その中で、24人の正規職員はいいんですけれども、普通の試験を受ければ。この9人という方はどういった形で試験されるわけですか。普通の正規職員と同じような形じゃなくてどういった形で採用されるわけですか。

○秘書人事課長　先ほどのお話なんですが、まず正規職員24名というものは国の保育士の配置基準の見直しに伴いまして、新配置基準に対応するために必要となる保育士ということで、こちらは新たにといいますか、追加で来年度以降、保育士を採用していくということになっております。

また、会計年度任用職員と言われました特別な支援が必要な児童に対応するための加配保育士のほうなんですが、現状、正規職員ではなく、会計年度任用職員で対応していただいているところがございます。こちらを正規職員を新たに採用して会計年度任用職員から正規化していくというような位置づけでございますので、通常の新規採用職員の中で保育士を採用していくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　分かりました。

そうすると、9人の加配保育士ですかね。その方は正規職員のような試験はないということですよ。

○秘書人事課長　今現在お勤めの会計年度任用職員を正規職員化、その方の希望があって試験を受けられる方というのは別なんですけれども、そういったものではございませんので、新規職員を採用する中で加配の対応保育士を正規職員化していくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　それ以上は突っ込みませんが、分かりました。

あと、定数を増やすということで、他の部署でも、例えば消防職員は定数があるんですけれども実員が少ないですよ。そうすると、今回でも535人に増やしても、絵に描いた餅になるんじゃないんですけれども、なかなか増えていかない、そういう事態も予想されるわけでございますけれども、例えば正規職員募集24名がなかなか入ってこない。これは他の自治体との取り合いになりますので、今回、どこでも同じなものですから、配置基準は、そうするとなかなか正規職員を採れないということになって非常に、定数が増えて

も実員が少ない、そういうおそれがあると思うんですけれども、その辺り、今回の保育園もそうなんですけれども、消防職員とかほかの部署の定数の実員を増やすという方策は何か考えておられるでしょうか。

○秘書人事課長　今回、定数の増員をお願いさせていただいておりますのが市庁の事務局の職員ということになりますので、まずは申し訳ありません、消防等の職員につきましては、今回、定数の増員には含めておりませんのでよろしくお願いします。

また、保育士のほうの33名という定数の増加に伴います採用につきましても、なかなか直ちにそこまで増員するということは困難であるとは考えておりますけれども、保育現場における状況等を踏まえまして、こども未来課とも協議、連携を図りながら、計画的な保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、採用につきましても、今は早期募集の開始でありますとか、採用試験の簡素化といいますか筆記試験を省略するなどして受けやすい体制を取りながら、募集人員をまずは増やすことを念頭に人員の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　最後、1点要望なんですけれども、なかなか24名、正規職員を増やせない場合は、加配保育士が9名ですよね、例えばその割合を変えていくとかですね。加配保育士を増やしていくとかということでやはり保育士の配置基準をしっかりと保てるように、非常に保育士は激務ですのでその辺りはしっかりとその辺りの方向転換もしていただいて、しっかりこの配置基準を満たすような形でお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時54分　　休　憩

午前 9 時54分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第14号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 議案第14号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の17ページをお願いいたします。

令和7年議案第14号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の18ページには、江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、19ページには参考といたしまして、新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休 憩

午前9時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 江南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第15号 江南市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 議案第15号につきまして御説明申し上げますので、議案書の20ページをお願いいたします。

令和7年議案第15号 江南市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

次の21ページから32ページには、江南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、33ページから53ページには参考としまして、新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回、扶養手当のうち配偶者に係る部分の該当がなくなってその部分は逆に子供に係る部分を手厚くする、いわゆる子供に手厚くするというふうな方向転換という形ですよね。そういう形にすると思うんですけども、影響する人数はどのくらいいるのでしょうか。

○秘書人事課長 申し訳ありません。ただいま数字は持ち合わせてございませんので、こちらのほうは後ほど調べまして御報告させていただきます。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員　これも市の独自の判断でやられているわけではないんですよ、やっぱり国のほうから来ているということですよ。

○秘書人事課長　今回の人事院勧告に基づきまして、扶養手当の改正を行うものでございます。

○伊藤委員　そうすると、当然、配偶者の手当を江南市としては残すことはできないということなんですよ。

○秘書人事課長　国の制度にのっとりまして、江南市も同様な形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　分かりました。

あと、38ページの地域手当を2年かけて6%から8%にするということになっておりますけれども、ちなみに、現在近隣の自治体というのはどのような形、同じような形になるわけですか。

○秘書人事課長　今回の地域手当の見直しでございますけれども、令和8年度までに、現在、国の改正が行われました率のほうへ変更するということが決められてございます。各市町、やり方につきましてはそれぞれ考えられると思いますが、段階的な移行ということを踏まえまして同様な形を取られる自治体も多いものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時59分　休　憩

午前9時59分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第16号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、議案第16号について御説明させていただきますので、議案書の54ページをお願いいたします。

令和7年議案第16号 江南市市税条例の一部改正についてでございます。

次の55ページには江南市市税条例の一部を改正する条例（案）を、次の56ページから59ページにかけましては参考といたしまして新旧対照表を掲げさせていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第17号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、議案第17号につきまして御説明させていただきますので、議案書の60ページをお願いいたします。

令和7年議案第17号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

61ページをお願いいたします。

この条例の一部を改正する条例（案）でございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、62ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定されてございます用語の定義に1項が追加されたことに伴い、項ずれが生じたことを受けたもので、当該条項を引用します第2条第3号から第6号までにつきまして、それぞれ引用する項を改めるものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第18号　江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正について**

○委員長　続いて、議案第18号　江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長　それでは、議案第18号につきまして御説明申し上げますので、議案書の63ページをお願いいたします。

令和7年議案第18号　江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

64ページには改正する条例案を、また65、66ページには参考といたしまして、条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　今回は消防団員の退職金を手厚くするという、そういう改正だと思うんですけども、今回対象となる消防団員は何人いるんでしょうかね。

○消防総務課長　条例の施行開始が令和7年4月1日からということですので、その時点、次年度ですけれども令和7年4月1日時点の在籍予定の人数で申し上げますと対象者が12人になる予定でございます。

○伊藤委員　分かりました。

そうすると掛金というのは上がらないんですかね、この基金に支払っている掛金というのは上がるか上がらない予定か。

○消防総務課長　関係するこちらの掛金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の規定に基づいておりますので、そ

ちらのほうの改正はございませんので掛金は変わりません。

○伊藤委員 以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時06分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

第4条 地方債の補正のうち

防火水槽耐震化事業

○委員長 続いて、議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、会計管理者の補助組織の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正のうち、戸籍総合システム改修事業、第3条 繰越明許費の補正のうち、消防車両更新等事業、第4条 地方債の補正のうち防火水槽耐震化事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、企画部秘書人事課について審査をします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○企画部長 先ほど伊藤委員より、議案第15号の江南市職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで、伊藤委員よりこの条例改正に伴う扶養手当の影響の人数という御質問がありましたので、それに対する答えを先にお答えさせていただきますので、秘書人事課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○秘書人事課長 お時間をいただきまして申し訳ありませんでした。

先ほどの扶養手当の改正に伴います影響を受けます人数ということでございますが、令和6年度の状況で申し上げますと、配偶者に関わる方が133人、子供に関わる方が397人ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 伊藤さんはよろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 それでは、説明のほうに入っていただきますが、よろしいですか。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の290ページ、291ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目秘書人事費で人件費等でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　補正後の退職手当の額 2 億 8,549 万 1,000 円、これは何人分になるのか、どういった方が対象になっているのかをちょっと教えてください。

○秘書人事課長　補正後の退職手当の総額に対します人数ということでございますが、定年退職を含めまして、事務職が 10 人、保育職が 12 人、消防職が 3 人、労務職が 4 人、合計 30 人ということになります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて企画課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○企画課長　それでは、企画課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の 286 ページ、287 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の 18 款 1 項 1 目 1 節総務管理費寄附金、説明欄、寄附金とその下、企業版ふるさと寄附金でございます。

最下段 21 款 5 項 2 目 11 節雑入、説明欄、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

議案書の 290 ページ、291 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の 2 款 1 項 2 目企画費、市民活動推進事業から情報システム標準化事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1 点だけ、本会議で出ていたかちょっと分からないんですけれども、覚えがないので申し訳ございません。

291ページの情報システム標準化事業の中で、財源と合わせて3,513万1,000円の減額になっているんですよね。これって契約による不用額の減額なのか、これが多額となる減額の理由は何でしょうか。

○企画課長 減額の理由でございますけれども、令和6年度の作業内容が確定したことから契約をいたしました。そのことにより、不用額となる3,513万1,000円を減額するものでございます。歳入につきましても、この減額に係る分の補助金でございますので、併せて減額するものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 市制70周年記念事業なんですけれども、減額する理由と、もしあれなら予定していた人数より少なかったのか、そういったことでどれぐらい予定していたのかとかを教えていただければ。

○企画課長 市制70周年事業は、委託料として、eスポーツイベント、スカイランタンイベント、あと記念式典という3つの事業を委託しております。その中で、12月に開催をいたしましたスカイランタンイベントにつきまして、来場者の安全確保、会場及び駐車場の状況を考慮いたしまして、当初予定しておりました入場定員を精査いたしまして減少させた結果、不用額が生じたものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の292ページ、293ページの上段をお願いいたします。

歳出になりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費で戸籍総合システム改修費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これは500万円ほど減額になっていますが、この大きな額が減額となるその理由は何でしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　当初の見込みでございましたが、令和7年度におきまして、2,625万1,000円が2,127万4,000円、おっしゃるとおり500万円程度の減額となっております。この中身におきましては機器を当初含んでおりましたが機器を別に立てまして、リース契約していくということに変えましたことによって減額となっております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　議案第30号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の286ページ、287ページをお願いいたします。

下段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

290ページ、291ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項5目財政費、補正予算額は2億円でございます。

内容につきましては、291ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

公共施設整備事業基金管理事業、江南市公共施設整備事業基金積立金で2億円でございます。

続きまして、別冊でございます。

令和6年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。

資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これも本会議で出ていたんですけど、重複すると申し訳ございませんけれども、ちょっとメモができなかったものですから申し訳ございません。再度お聞きします。

補正後に、今回は2億円積み立てるわけですが、基金の残高って幾らになるんですかね。

○財政課長　令和6年度末の基金残高は、約18億円になる見込みでございます。

○伊藤委員　この基金を最初に切り崩すタイミングというのは、どういうふうに考えてみえますかね。

○財政課長　基金の活用ということでございますけれども、その用途につきましては、公共施設の統廃合、それから複合化、あるいは建て替え、それに要する用地の取得、こういったものに対しまして基金のほうを活用していくという予定でございます。現状、この基金につきましては、具体的に活用する事業が今のところはない状況ではございますが、今後、公共施設等適正管理推進事業債という有利な地方債の期限が、仮に国で戸締まりをした場合、有利な地方債の活用ができなくなりますので、その際には基金を投入するというのも1つの考え方でございます。

もう一点、建物は今の公共施設の耐用年数等を考えていきますと1970年代ぐらいに建てられた建物が多いわけですが、更新時期を考えますと、今後、2040年とか2050年にかけて一斉に更新のピークを迎えるという算段も立てられますので、そのときに応じまして基金のほうは活用するという考え方も1つございますので、それ以前に、公共施設の長寿命化という点もございまして、時に応じて適切に投入はしていきたいというふうに思っております。

○伊藤委員　以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　　291ページ、基金管理事業の2億円の件なんですけれども、公共施設再配置計画が作成されて数年たって、大分計画から随分乖離が出てきて、今、面積も以前よりも大分膨れ上がっている状態で、以前から何人かの議員が公共施設再配置計画について一般質問をやっていて、以前、市役所内で横断的にグランドデザインをつくって長期的にいろいろ計画を立てていくということがあったと思うんですけれども、いろんな、課長の答弁で使い道がないという話だったんですけど、今はその辺のグランドデザインがどういうふうになっているのか、今後の計画をどういうふうに示していくのか。そういうことがなければ、積み立てていてもなかなかその用途は使っていないと思うんですけど、その辺の話はどうなっていますかね。

○財政課長　　公共施設の統廃合をどのように進めて、どういった施設をいつやっていくかというところかと思います。

　　具体の施設ごとにつきましては、公表できるような青写真を描いたものはございませんけれども、施設の老朽化と、特に保育園でいきますと例えば駐車場がないとかそういった運営上の弊害もございますので、そういう点も踏まえた上で、統廃合のほうは立地適正化も踏まえて考えていくということでございますので、お願いしたいと思います。

○中野委員　　今は、先ほどもちょっと申し上げたように施設総量がかなり膨れ上がっているんで何というのかな。言い方は悪いんですけど、思いつきと言ったら何か言葉が悪いんですけど、ある程度やっぱり江南市の公共施設というのは魅力を発信していく一部だと思うので、どのように江南市の魅力をつくっていくかというところで、潰さなきゃいけないところは潰さなきゃいけないと思いますし、統廃合して魅力ある建物に生まれ変わっていくとか、そういったものを計画的に、ここを長期ビジョンで制定していく必要があると思いますので、今は課長のほうで、ないとおっしゃっていたんで、以前から一般質問でこういった話はいろんな議員から出ているので、こういったものを横断的になかなか、江南市ってちょっとつくるのが苦手な部分もあると思うんですけれども、そういうのは絶対必要だと思いますので、各課にまたぐるので、こういうのを企画課でこの司令塔をするのか財政課で司令塔をしていくのかはちょっと分かりませんが、そういったところがどこか旗を

振ってやっていく必要はあると思いますので、よろしくお願いいたします。
要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。

○中野委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて、総務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の290ページ、291ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項6目行政事務費、右側説明欄、庁舎等維持運営事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 291ページの庁舎等維持運営事業、これは111万1,000円の減額なんですけれども、契約による不用額の整理だとは思いますが、安く契約できた理由は何でしょうか。

○総務課長 入札は指名競争入札により行いましたけれども、その競争原理が働いたことによる結果だと認識をしております。

○委員長 いいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させ

ていただきますので、議案書の290、291ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の2款1項9目会計管理費、説明欄、歳入歳出事務処理事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。歳入歳出事務処理事業なんですけれども、この中の口座振替データ伝送サービス利用料の減額なんですけれども、この利用料はどのようなときに、どこに対して支出が発生するわけでしょうか。

また、今回減額になった理由は何でしょうか。

○会計管理者兼会計課長　まずこちらですけれども、口座振替のデータを各金融機関に送受信する際に発生するサービス利用料でございます。各税目で口座からの引き落としデータの送受信に使っているものでございまして、こちらの減額理由といたしましては、一部の金融機関で契約料及び利用料が当初の予算計上後に不要であることが決定したことから、今回減額するものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長　防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の290、291ページをお願いいたします。

下段、2款1項8目防災安全費で、説明欄の防災システム運用事業で63万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　防災システム運用事業なんですけれども、今回、予算額を未執行とした理由は何でしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　まず防災システムの説明をさせていただきますが、防災システムはまず愛知県が管理する防災情報システムと接続連携し、クラウド基盤上で整備されたシステムで、市町村の災害対応業務の支援を目的として災害対応業務の効率化や避難指示等の迅速な意思決定を支援するシステムで、令和元年度から導入されたものであります。

システムの利用を取りやめた理由としましては、高度情報通信ネットワークにも県との連携が図れることや、気象庁や木曽川上流河川事務所など関連機関との連携が取れる体制で支援が受けられることから、市町村防災システムの利用を終了したものでございます。

○伊藤委員　そうすると、今後このシステムというのはどのようにしていく予定なんですか、やめてしまうのか。

○防災安全課長兼防災センター所長　この防災システムは、令和5年度末でもう利用を停止しております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　消防総務課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の280ページをお願いいたします。

中段にございます第3表　繰越明許費補正といたしまして、最下段にあります9款1項消防費、事業名、消防車両更新等事業でございます。

はねていただきまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

補正の歳入でございます。

最上段にございます21款5項3目過年度収入、右側説明欄、消防総務課分でございます。

次に、議案書の312ページ、313ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段にございます9款1項1目消防総務費で、右側説明欄、消防車両更新等事業の繰越明許費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　289ページの過年度収入なんですけれども、20万4,000円の内容を教えてください。

○消防総務課長　過年度収入の消防総務課分の内容でございますが、令和6年の能登半島地震に伴う緊急消防援助隊として、後方支援隊として出動しておりますが、出動をした際に、出動車両のスタッドレスタイヤ6本、18万3,150円になりますが、そちらとタイヤチェーン2本、金額にしまして2万1,120円の取替えを行ったものを国のほうから活動費負担金として交付決定されたものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと、313ページの消防車両更新等事業の中の繰越明許ですけれども、翌年度へは何台分繰り越すわけですか。

○消防総務課長　こちらにございます補正前の金額がございましたが、これは12月補正のときに御承認をいただいております消防団車両2台分でございますので、その車両が2台と今回の水槽車1台で、合計で3台繰越しする形になります。よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 消防署所管の補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の288ページ、289ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段にございます21款5項3目1節過年度収入で、内容につきましては289ページ、説明欄、消防署、令和5年度分緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

続いて、歳出でございます。

議案書の312ページ、313ページをお願いいたします。

最下段にございます9款1項3目消防署費、313ページ、説明欄、防火水槽震災対応化事業につきまして、企業版ふるさと寄附金を充当することから財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続きまして、議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○財政課長 議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入となります。

追加議案書の30ページ、31ページをお願いいたします。

最上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

第4条 債務負担行為のうち

議会映像配信業務委託料

軽自動車税納税通知書等印刷製本費

市県民税納税通知書等印刷製本費

第5条 地方債のうち

防災行政無線改修事業

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

防災基盤整備事業

消防施設整備事業

防火水槽耐震化事業

第6条 一時借入金

第7条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、危機管理室、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、

消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業、第4条 債務負担行為のうち、議会映像配信業務委託料、軽自動車税納税通知書等印刷製本費、市県民税納税通知書等印刷製本費、第5条 地方債のうち、防災行政無線改修事業、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業、防災基盤整備事業、消防施設整備事業、防火水槽耐震化事業、第6条 一時借入金、第7条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○事務局 議会事務局の所管につきまして御説明をさせていただきますので、一般会計予算及び予算説明書の76ページ、77ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきまして、76ページ、77ページから82ページ、83ページ上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて、危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の26、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の下段、防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

少しはねていただきまして、50、51ページをお願いいたします。

中段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金、ほか2項目でございます。

少しはねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

1枚はねていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

最下段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、70、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、説明欄の下段、防災安全課、放置自転車等売却代、ほか2項目でございます。

1枚はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

22款1項1目1節総務管理債で、説明欄の防災安全課、防災行政無線改修事業債、ほか1項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、122、123ページをお願いいたします。

最下段の2款1項8目防災安全費、説明欄の人件費等から、136、137ページの最上段、説明欄の防犯カメラ補助事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、252、253ページをお願いいたします。

中段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業でございます。

なお、14ページには、第2表 継続費として、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業、16ページには、第5表 地方債として防災行政無線改修事業、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 127ページの家具転倒防止のところですがけれども、昨年の予算よりも予算を上げていますけれども、今どれぐらいの実績があるか教えても

られますかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和6年度は、現在で27件の申請がございました。

○石原委員 ありがとうございます。

これは一般質問でも要望させていただいたホームセンターでも申請書を置いていただきたいたいということで、置いていただいているのを私も確認をしておりますけれども、ありがとうございます。ただ、ちょっとですね。たまたま見たところが非常に、申請書が丸まっちゃっていて、せっかく置いていただいているのにちょっともったいないなと思うので、要望ですけど、また確認していただけるといいかなと思います。

もう一つ、質問ですけど、防災センターの次の維持運営事業ですけど、ここも予算が大きくなっていますけれども、その理由について教えていただけますかね。37万9,000円だったやつが163万8,000円になっていますけど、需用費、防災センターの。

○防災安全課長兼防災センター所長 多くなった理由としましては、防災センターのシャッターが壊れていまして、その制御装置の修理に110万4,400円を計上したものでございます。

○石原委員 ありがとうございます。結構です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 129ページの防災行政無線整備事業、今回、4億4,012万1,000円が計上されてございます。工事の着工など、今後の詳細なスケジュールが分かれば教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和6年度においては、今準備を進めておりまして、本格的には来年度から工事の着工を順次進めていく予定としております。以上です。

○伊藤委員 分かりました。

あと、同じく129ページの総合防災訓練事業、今回、総合防災訓練がKTXアリーナで令和7年度は行われるということでございますけれども、今回このアリーナで実施する理由は何でしょうか。また、アリーナで行われるの

でしたら何か新しい取組というのを考えておられるのでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　今年度は蘇南公園で総合防災訓練を行いました。当日は晴れているにもかかわらず、雨天メニューでやらせていただきました。やはりグラウンドというのがすごく気になる場所でありましたので、今後はそういう天候に左右されない場所でしっかりと防災訓練ができるようにしていきたいなということでK T Xアリーナに変えました。

あと、新しい訓練メニューとしましては、K T Xアリーナになったことによって、そこが拠点というのは、災害物資を受ける拠点でありますのでそういった訓練もしていきたいなと思っておりますし、あとV Rを使った体験をメニューに入れていきたいなというふうに思っています。また起震車、これは愛知県に予約をして、取れるかどうか分かりませんが、一応それも訓練会場で導入していきたいなというふうに考えております。以上です。

- 伊藤委員　分かりました。何か新しい取組をされるということで期待しております。

あと、137ページの防犯カメラ補助事業ですけれども、これは予算の積算において何件想定されているわけでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　今回、7件を想定しております。

- 伊藤委員　ちなみに、令和6年度はどのぐらい申請があったんでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　令和6年度は、申請は5件ございました。

- 伊藤委員　以上です。分かりました。

- 委員長　よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

- 津田委員　129ページの次世代高度情報通信ネットワーク更新事業とあと市長の施政方針を絡めて一度教えていただきたいことがありまして、2件ございます。1件は今、先ほども言いました次世代高度情報通信ネットワークの次世代及び高度というのがどんな内容か、ちょっと教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長　次世代高度情報通信ネットワークとは、災害時において、県や市町村、消防本部、消防防災関係機関などにおける気象情報や被害情報、避難所情報の共有及び自衛隊の救助要請や医療支援や指

定避難所への物資の要請など、円滑かつ効率的な通信を確保し、市民の生命や財産を守ることを目的に平成14年度に整備した通信システムで、今回、老朽化に伴い、令和7年度、令和8年度の2か年で整備するものでございます。

次世代という表現は、データ通信の高速化、情報処理能力の大容量化など、現在のシステムを更新して新たな技術や機能を導入することを意味しており、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業は、近年の激甚化・頻発化する災害に備え、さらなる防災体制を構築するシステムでございます。

○津田委員 ありがとうございました。

先ほど、市長の施政方針ということの中で、地域づくり分野の中で災害活動の充実強化と有事対策の確立という、この2つを市長は上げてみえました。今おっしゃっていただいたのは災害対策活動の充実ということで、老朽化、無災害化、高速化、大容量化、これに値すると思います。

もう一つおっしゃっていましたが有事対策の確立ということに対しては、防災安全課としてはどんな事業がこの中に含まれるのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今、防災行政無線の改修事業を行っておりますので、それが該当するかと思っております。

○委員長 津田さん、よろしいですか。

○津田委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 133ページの自転車乗車用ヘルメット着用促進事業、これって100万円予算を見てあるんですけど、昨年度の実績、令和5年度の決算を見ると、200万円幾らだとしていて、これって実際は令和6年度が終わっていないんであれかな、ほぼ令和6年度でもいいんですけど、1年間で見て実績ってどうなっていますかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 今年度は申請が489件、500件の予定を組んでいたのが489件ございました。

○中野委員 あと135ページの防犯灯補助事業のほうで、今813万8,000円ぐらいを見ているんですけど、今、大体区のほうの防犯灯ってほぼほぼ、更新って何割ぐらい来ているんですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 LED化率で申し上げますと、83%進

んでおります。

○中野委員 それと今はあれですね。区で5灯までとかという上限がある
 んですね。

○防災安全課長兼防災センター所長 以前は3件ということで、全ての自治
 会から3件出てくると予算が精いっぱいだったことだったので3件として
 いましたが、今はもうそれを排除しています。

○中野委員 すると、令和6年度はほぼほぼこれって予算を執行するような
 状況ですか、余るの。

○防災安全課長兼防災センター所長 多少余るという見込みとしております。

○中野委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○中野委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○津田委員 先ほど伊藤さんが質問されていました防犯カメラ補助事業のこ
 と、137ページですが、防犯カメラというのは資源ごみなんかでよく持ち去
 りということで防犯カメラ貸出しということは伺っているんですけども、
 この防犯カメラということで申請は資源ごみのほうにも可能でしたでしょう
 か。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管している防犯カメラ
 の補助につきましては、街頭犯罪や侵入盗等の未然防止を図るためを目的と
 しておりまして、主に道路を中心に映すことが前提となっております。です
 ので、今の資源ごみの監視となりますと環境課のほうで対応になるかと思っ
 ております。

○委員長 よろしいですか。

○津田委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、関連で1つお願いします。

 先ほどの伊藤さんの質問に関連する内容です。

 K T Xアリーナで防災訓練が行われるということで、2点質問をいたしま

す。1点目が、昨年来蘇南公園のほうで行われる防災訓練への動員というか、集客という言い方がいいかどうか分かりませんが、御来場いただける方が非常に少ないという市民の御意見がございます。今回、恐らくこういったものも加味してK T Xアリーナのほうへ移動されたことは大体予測はつくんですが、ほかに多くの方を集めるためにどのような工夫をされてみえるかというところが第1点です。

それから、同じく前に一般質問で私が行いました防災訓練で、例えば他市町の防災訓練を見てみますと調理を実際にしたりとか、それを参加された皆さんに提供したりとかそういったことで集客をしている、これについては、今回何か変化等があったら教えていただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回、K T Xアリーナは市の中心部ということで、今までは蘇南公園ということで北側のところだもんですから、それで来客が少なかった理由もあると思います。それでまずある程度の来客があると考えております。

あと、市で来客ができるような訓練、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、V Rだとか起震車だとか、そういった子供と親と一緒に来られるようなことも取り入れて来客を増やしていきたいなと考えています。

あと、2点目の質問で調理の関係ですが、実はこの後の委員協議会の中でも、新規の協定先というところで食品関係のところと協定を結びまして炊き出しをお願いすることを考えています。そういったことで、実際に協定を結んだことによって総合防災訓練にも、参加していただくことをお願いしていきたいなというふうには考えています。

○委員長　ありがとうございます。結構でございます。

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　135ページの防犯対策事業、この間、警察のほうへ行ってきた令和5年度と令和6年度の侵入盗の状況を確認してきたら、令和5年度より令和6年度のほうが、令和5年度が1桁で、令和6年度だと二十何件までちょっと増えているんですね。

多分コロナで巣籠もり需要が終わって、家にいなくなる時間が増えるので

防犯的に件数が増えてきたのかなと思うんですけど、この辺で対策として、令和6年度以降、令和7年度以降はどういう形で対応していくのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○防災安全課長兼防災センター所長 侵入盗の対策ということで、今は警察と連携して、メール等でのお知らせをしたり、啓発等を行っております。

個人の防犯カメラの補助という要望も、そういうお問合せもありますが、今後、財政状況が厳しい中、新規にそういう補助事業を設けるかについては、今実施している区を対象としている防犯カメラ等も併せて、その辺対応できるかどうかというのは今後検討していきたいと思っております。すみません、以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、企画部秘書人事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、69ページ、説明欄の中段やや下、秘書人事課所管の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から4つ下の有料広告掲載料までの5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し大きくはねていただきまして、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目秘書人事費でございます。こちらの人件費等から、92ページ、93ページの上段、広聴事業の市長への手紙事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　89ページ、褒賞・表彰関係事業ですけど、昨年より予算が減っている理由を教えてください。

○秘書人事課長　褒賞事業でございますけれども、令和6年度は市制70周年の記念式典がございました。こちらに関する予算が来年度は通常に戻りますので、その部分が減額されたことによりまして予算が少なくなっているものでございます。

○石原委員　分かりました。

あと、市政功労者表彰のところですけど、今ので減った理由は分かったんですけど、印刷製本費が1万6,000円、知れていますけど、これが上がったのは物価高騰か何かですかね。

○秘書人事課長　表彰状なんですけれども、100枚単位で発注をしてございまして、在庫数から見まして、今年度発注をかけるということになりましたので、その分経費が上がっているものでございます。

○石原委員　ありがとうございます。結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　69ページなんですけれども、雑入の中で、有料広告掲載料、228万円の予算が計上されております。この姿勢を高く評価しますけれども、さらなる歳入の確保に努めていただきたいと思うわけでございますけれども、この積算根拠というのをちょっと教えてください。

○秘書人事課長　まず、有料広告でございますけれども、市の広報「こうなん」の裏面にあります広告ですね。こちらが1か月15万円ということで、これの1年分、12か月分で180万円。

また、市ホームページのバナー広告でございますけれども、1年間1件4万8,000円となっております。これを10件と見込みまして48万円、合計で228万円と計上しているものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと、93ページの広聴事業、タウンミーティング開催事業、令和7年度はどういった方を対象に、何回開催される予定なんでしょうか。

○秘書人事課長　　まず令和7年度の実施予定ということでございますが、こちらにつきましてはまだ現在は未定でございますが、今後内容を詰めていきたいと考えております。また、実施回数になりますと年間3回を予定しておりますが、これは例年どおり行うものと同じ回数となっておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員　　以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　　93ページの市長への手紙ですけれども、これって大体年間にどれぐらい来て、どういう対応をされていますか。

何か市民の人から送ってもなかなか対応してもらえないという声が非常に多くて、その辺の対応ってどうされていますか。

○秘書人事課長　　令和6年度の状況ということでございますけれども、2月14日時点におきまして、192名の方から市長への手紙が寄せられてございます。それぞれその寄せられた内容の中身をこちら、秘書人事課のほうで確認をいたしまして、該当する関係課へ市長への手紙の内容を送らせていただきまして、その回答につきましては担当課で御議論いただいておりますという状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

○中野委員　　すみません、ページが替わります。

ごめんなさい、戻って85ページなんですけれども、人材育成事業で、昨年を見ると、内部研修だと19コースあって、854人を対象にしていたと思うんですけど、今回、18コースで758人で、100人ぐらい減っちゃっているんですけども、職員のスキルアップって非常に大きいのかなと思うところ辺の研修内容が下がっているのは気になるんですけど、この辺はなぜですかね。

○秘書人事課長　　内部研修につきましては、対象者数を意図的に減らしたものではありませんけれども、内容といたしましても、基本的には今年度実施しているような研修を実施していく予定でございます。ただ、役職等ですか対象で、来ていただく方とかをそれぞれ現状に置き換えますと、人数が若干減ってきたということになるものでございます。

○中野委員 要望になるんですけれども、今はデジタル化とかいろいろ新しいことがどんどん入ってきているので、そういった研修をどんどん取り入れて、職員のスキルアップとともに効率化を図るような形をやっていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 要望でいいですか。

○中野委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、関連質問をします。中野さんの質問に対してです。

市長への手紙なんですが、恐らく今、中野さんがおっしゃったように、なかなかレスポンスができないという中に、実際に私の支援者の中にもいたんですけど、返信先を書いたというと書いていないと言うんですね。それは返事来ないですね、送った人が。来ないですね。

恐らく返信先があるものとないものとあると思うんです。恐らく返信先があるものは全てレスポンスしていると思うんですが、ない場合の対応はどのようにされているか教えてください。

○秘書人事課長 回答が必要な方につきましては、一応回答先を記入していただく必要がございますが、中には、おっしゃられますように記入がされていない方もお見えになります。そういった市長への手紙につきましても、内容は実際に確認させていただきまして、関係部署にも情報提供をし、それに対する対応についても、市長のほうまで報告を上げて、必要があれば内容改善していくというような取組をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 じゃあ、関連です。

レスポンスのないものに関してですが、例えばどこかホームページだとかそういったところで、このような質問がありましたがこれについては、要するに返信先がないものに関してどこかにPRするというか、市としてこういう質問があった、こういう回答ですみたいなことを出すというような予定はありませんか。

○秘書人事課長 市長への手紙につきまして、内容について、主なものにつ

いては現状もホームページのほうに載せているものはございますが、匿名のものに限ってそこに掲載しているということはございませんので、また内容におきまして必要があれば、そういったところも活用しながら報告するという事で考えさせていただきたいと思います。

○委員長 関連です。

要望なんです、先ほど中野さんがおっしゃったように、市長にどうしても要望として言いたい市民の方はたくさんお見えです。その中で、めちゃめちゃなものは駄目ですよ。でも、なるほどと言えるようなものに関してはできる限り、匿名であっても市民の皆さんの目の触れるところへ出るようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 91ページの広報「こうなん」の件なんですけれども、今、区のほうに送って、区の人たちに配付していただいているんですけれども、非常に広報の表紙も変わって、大分見やすくなって、明るくなって、雰囲気はよくなったのかなというふうに思うんですけれども、いずれも区の配付業務って結構負担にはなっていて、今、ホームページに掲載していただいたりとかちょっとデジタル化のほうも進めてはいただいているんですけれども、なかなかやっぱり、広報をこのまま紙ベースでずうっとやっていくのか、これは方針としてどう考えているのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○秘書人事課長 広報「こうなん」につきましては、各区の区長のほうへ御依頼いただきまして、御協力いただきまして進めさせていただいております。御苦勞をかけさせていただいているということは、こちらで認識しているところでございます。

デジタル化を含めた今後の広報の在り方ということになりますけれども、今後すぐに広報のデジタル化というところまではなかなか難しいものとは考えておりますけれども、各区の区長方の御負担にならないような軽減策については、引き続き当局のほうにつきましても考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中野委員 なかなか難しいと思うんですけど、市民の人はどれくらい周知力というか何というのかな。見ている率とかってどれぐらいと把握している

のかな。

私も、区長をやっていると回覧板を回してもなかなか、見ていただいているのかちょっと懐疑的だなという部分はあるんですけども、こういうところをもっと見たいものにしていかないとなかなか、せっかく配っても、ごみといったらあれですけど、ごみになっていってしまうんであれなんですけれども、その辺のしている率みたいなのとかってどう把握していて、どういうふうに思われていますか。なかなかないよね、それはね。

○秘書人事課長 広報「こうなん」を御覧いただいている率といいますと、なかなか市でも把握しかねるところではございますけれども、委員が言われましたように、内容を精査させていただきつつ、より興味を持っていただけるような広報づくりに努めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたしますします。

○中野委員 ありがとうございます。

○委員長 中野さんの関連でちょっと。

僕があるところの広報を見て面白いなと思ったのが、最後にQRコードがあって、今回の広報について、例えばどの点がよかったですかとか、読まれましたかとか、要するにレスポンス、実際に読んだかどうかというのを測る市町がありましたので参考にさせていただければと思います。要望です。以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、企画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 それでは、企画課所管の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料、説明欄、地域交流センター使用料でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

中段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料で
ございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段の15款2項1目1節総務管理費補助金、説明欄、社会保障・税番号制
度システム整備費等補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

下段の15款4項1目1節総務管理費交付金、説明欄、新しい地方経済・生
活環境創生交付金、第2世代交付金、地方創生型でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目2節使用料及び賃借料、説明欄、地域交流センター自
動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄、江南市ふるさと応援事
業基金利子でございます。

次に、中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附
金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金でございます。

次に、その下、21款5項2目2節市町村振興協会新宝くじ交付金でござい
ます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目11節雑入、説明欄、企画課、デジタル基盤改革支援補
助金からコピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

中段2款1項2目企画費でございます。

そこから100ページ、101ページの上段、情報システム標準化事業まででご
ざいます。

所管する該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　95ページの地域交流センター運営事業なんですけれども、布袋地区では、布袋駅の鉄道高架下にMOKU K I C H I がオープンされて、にぎわいづくりが期待されているところでございますけれども、地域交流センターと名古屋鉄道株式会社とか布袋のまちづくり団体などと連携してさらなるにぎわいづくりを創設してもらいたいと思うんですけれども、地域交流センターの運営を委託している業者は委託料も結構高いものですから、予算の範囲内ににぎわいづくりのイベントの企画をしてもらうことは可能なんですか。

○企画課長　地域交流センターは、市民活動や区・町内会の活動支援の拠点として運用しておりますが、これまで活動に関心のなかった方にも気軽に施設に立ち寄っていただくことを目的に、布袋駅前広場の利用受付を行い、キッチンカーなどの出店を促しております。令和7年度は、施設の運営事業者自身においても定期的にマルシェの開催を行いたいというような意向を伺っておりますので、地域交流センターとしてもにぎわいの創出に寄与してまいりたいと考えております。

○伊藤委員　分かりました。

あと、95ページのふるさと寄附事業なんですけれども、一番下段です。これは年々少しずつ納税額が増加しているわけですね。このところ議会から何かいろんな意見が飛び交っているんですけれども、令和7年度において、さらなるふるさと納税の確保のため、新たな取組を何か考えておられるのでしょうか。例えば、本会議でも出ていたように、ふるさと納税のポータルサイト全てを契約するとかそういうことも出てましたよね。そういうことも含めて一度教えてください。

○企画課長　ふるさと納税の令和7年度の取組ということでございますけれども、令和5年度から令和6年度にかけてふるさと納税のポータルサイトを順次増加させて、今現在は13サイトとなっております。

また、12月からP a y P a y 商品券というものを開始いたしまして、市内

の飲食店約100店舗で利用ができるようにしておりますので、飲食店などの事業者の御協力もいただきながら、これらの啓発を今後図っていききたいというふうに考えております。

また、一般質問のほうでもお答えをしておりますとおり、ポータルサイトに掲載をしております画像や記事の内容を見直していくということや、返礼品の数を増やすということを職員と中間事業者が連携を図りながら、事業者へのアプローチに注力をしていきたいというふうに考えております。

また、さらに返礼品を提供いただいている事業者の皆様への情報共有ということで、コミュニケーションの場として、ふるさと寄附金に関する事業者向けの相談会というのを今現在準備しておるところでございますので、企業の皆様の自社のSNSで啓発をしていただくようなことも考えております。事業者の皆様とも一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、全てのポータルサイトに登録してはというようなお話も今いただいておりますけれども、ポータルサイトの拡大につきましては、ふるさと納税に関する国の基準に抵触しないように、経費面での影響を慎重に検討しながら対応をしております。一部、現在の掲載を見送ったものもございますけれども、今後、導入の効果が十分に見込まれるというようなものにつきましては、引き続き国が定める基準の範囲内で検討を行ってまいりたいと考えております。

○伊藤委員　あと、97ページのSDGsの未来都市計画推進事業、これは3月8日土曜日、私行ってびっくりしたんですけれども、男女共同参画、SDGsシンポジウム、これは基調講演とか、学生による発表とか、タレントを交えてのトークショーと会場也大いに盛り上がっていたわけでございますけれども、それに加えて、パンまつりも非常に盛況で、非常に外まで行列がたくさんできて、市外の方もたくさんパンを買いに来てみえた、よいイベントだったと私は思いますので、本当に企画部の皆さんの頑張りには非常に敬意を表する次第でございます。ありがとうございました。

あと、SDGsの市民の関心も高まってきているものですから、こうしたイベントを令和7年度も開催できれば非常にありがたいと思うんですけれども、こうした企画を令和7年度も考えてみえるんでしょうか。

○企画課長　　今、御紹介いただきました3月8日に開催をいたしましたSDG s シンポジウムは、自治体SDG s モデル事業の初年度に限り措置されます国の補助金を受けて実施したものでございます。令和7年度以降は財源措置もなくなることから、同様の規模のイベントを市の単独で実施するということは困難でございますけれども、同じく令和6年度に企業や市民活動団体と連携をいたしまして実施したワークショップ、小規模なものにはなりますけれども、開催をいたしまして、参加者の評価も高かったものですから、今後はSDG s パートナーの協力も得ながら、引き続きSDG s 推進の機運を高められるような機会の創出をできないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○伊藤委員　　あと、最下段の委託料で官民共創プラットフォームの運営なんですけれども、これはどこに委託されるんでしょうか。

○企画課長　　予算書の最下段の委託料の中身ですけれども、委託料の中には2点ございます。SDG s 官民共創プラットフォームの運営事業、そして未来都市計画推進支援業務の2点でございます。

御質問にありました官民共創プラットフォーム運営業務につきましては、令和6年度に構築をしておりますプラットフォームを運営して官民連携を促す事業でございまして、委託先につきましては、プラットフォームの構築をし、市民活動団体の支援を行っております地域交流センターの運営を委託している業者を引き続き予定しております。

○伊藤委員　　先ほど言われたかも分かりませんが、その成果を期待しているんですけれども、具体的にはどんなことを考えてみるんでしょうか。

○企画課長　　プラットフォームの具体例でございますが、今現在、地域課題、行政のほうで各部局から提案のあったものを取りまとめております。また、資源として各企業からいただいたものを今取りまとめております。企業と行政との地域課題とのマッチングの具体的な事例、想定される事例を幾つか申し上げますと、移動に困難がある方への買物支援及び見守りのニーズがあるという課題に対しまして、移動販売の仕組みとしてマッチングをするというようなもの、あとは食品ロスの削減を目的としたアプリですね。「こうなんタベマルシェ」のアプリがあります。これはもう少し利用を促したいという

ような課題に対しまして、市内の飲食店の協力によってだったり、企業のネットワークを生かして、新たな企業、協力店の拡大ができるというようなマッチング、あとは、市内企業体験会なんかの子供たちの参加を増やしたいというような課題に対しまして、SDGs パートナー企業が工場見学、職場体験の機会を提供可能であるというようなマッチングというものは想定をしております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 95ページの区長・町総代事業、今度、ちょっと話がずれるかもしれないんですけど、4月5日に区長、総代会の説明会みたいなのがあると思うんですが、私も昨年出させていただいて、資料を渡されて、なかなか質問もなく、部長たちががん首をそろえてずらっと出て、職員たちの準備も非常に何か丁寧にぴしっとされていたのでその部分は感心したんですけども、非常にこれは負担がでかくてですね。それで、資料をもらって、ちょっと挨拶を聞いて終わりという感じなので必要なのかなとかちょっと思って、ほかの区長たちはどう思われているか分からないんですけど、あれならば、別に資料をぴっぴと配付してもらって、それでええんやないかなと思っておるんですが、令和7年はそういうわけにいかんと思うんですけど、今後、その辺はあのまま継続してやっていくのか、どういう形にしていくのか。

わざわざ本当に何か集められて、資料を渡されて、挨拶を聞いて、午前中ちょっと、我々行ったほうからすると時間を潰されてという感覚になるので、何かもうちょっと効率的にというか、もうちょっと中身のあるものにしていただきたいなと思うんですけど、今後はどう考えていますか。

○企画課長 区長会につきましては、毎年1回、区長の皆さんにお集まりいただきまして開催をしているところでございますけれども、資料が大変多くございまして、市から依頼すること、市以外から依頼することも多くて、一堂に会して説明をする場を年1回設けておるところですけれども、区長にとって負担ということであれば、資料を窓口でお渡しして説明をするというような対応もいたしておりますので、今後、区長方の要望を聞きながら検討し

てまいりたいと考えております。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　議案第35号のうち、市民サービス課の予算について説明させていただきます。

最初に、歳入について御説明させていただきますので、令和7年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、34ページ、35ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から諸手数料まででございます。

次に、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

次に、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、50ページ、51ページの中段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

11節雑入の市民サービス課分、デジタル基盤改革支援補助金、ほか4件で
ございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、100ページ、101ページ中
段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。

このページの布袋ふれあい会館維持事業から106ページ、107ページ上段の
市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下にございます2款1項4目男女共同参画費の男女共同
参画懇話会事業と男女共同参画推進事業でございます。

次に、154ページ、155ページの上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

このページの人件費等から163ページ上段、住民基本台帳等窓口事業（宮
田支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 155ページの戸籍事業について教えてください。

予算が非常に上がっていますがけれども、令和7年5月26日に施行予定の改
正戸籍法によるものだと私は思っているんですけども、ちょっと内容が分
かれば教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 委員おっしゃいますとおり、
振り仮名法制化に対応するものでございます。この関係で、5月26日時点の
データを基に、江南市に戸籍のある方に通知書を送りまして、皆様の氏名の
振り仮名の確認をしていただく作業がありまして、その関係の印刷製本費、
郵送費並びにシステム改修費等が含まれております。

○石原委員 ありがとうございます。

これができていくと、例のコンビニ交付がやられていくという理解でよろ
しいですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 戸籍のコンビニ交付化という
ことでございますか。

この後、このシステム改修並びにシステムの標準化がまず肝になってきます。ただ、今現在私たちが使っています J－L I S のシステムを基盤として使っております。そちらの基盤がこの後に改修されるということを私たちは期待しております、基盤そのものが、システムが改修されないというものでありましたら、ほかの基盤に移り変えていくということになりますので、その辺にしましては費用も多大に発生する可能性がございますので、またそのときに予算等で御説明させていただくことになると思います。

内部的に、私たちの課としましては、戸籍としましては、振り仮名法制化、標準化が終わった後の J－L I S の動きを見て、できれば戸籍のコンビニ交付化というのは実施していきたいというふうに考えております。

○石原委員　　今はこの予算にはそれは含まれていないものですから、今後の補正か何かで上げていくということによろしいですね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　この予算にはもちろん含まれておりません。私たちが今使っています J－L I S の基盤上にまだ戸籍というものが対応していない状況でございますので、こちらはいわゆる国の第三者機関でございます。こちらのほうの基盤が変更されることを確認した上で実施していきたいというふうに考えております。

○石原委員　　ありがとうございます。しっかりやっていただけるようにまたよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　　155ページの戸籍事業ですね。

これまで、本当にスマート申請やコンビニ交付を実施いただいて来場者を減らす取組をしていただいております。また、整理券を導入して西側フロアの混雑解消を図っていただいておりますので、それに対しては非常にありがたく思っております。今後、令和7年度に新たなそうした取組を何か行う予定はあるわけですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　今回の振り仮名法制化にしましては、氏名の振り仮名が仮に間違っていたという市民の方に関しましては、マイナポータルもしくは市役所窓口にて申出ということになっておりま

す。その関係で、会計年度任用職員を2名雇いまして、その者で特別の窓口を設ける予定ではございます。

また、システムのなところに関しましては、特段今回の予算には含んでおりませんが、整理券を導入しましたことによりまして来場者数の動向というのを把握できましたので、お金をかけるのがなかなか難しい状況ではございますけれども、お客様の動向を注視しまして、何らかできないか工夫はしていきたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

来場者を減らすことに加えて、またさらなる窓口のDX推進も要望していきますのでよろしくお願いいたします。

あと、161ページの個人番号カード取得促進事業で、現時点での取得率を教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 令和7年1月31日現在でございます。交付率に関しましては8万6,581枚ということで、87.7%になっております。また、国が示しております数値、保有枚数率というのがございます。こちらのほうは市民の重複を除いたという数値になります。こちらのほうは7万9,584枚ということで、80.6%というのが1月末現在の数値になります。

○伊藤委員 分かりました。

あと、出張申請サポート事業委託料が計上されてございますけれども、令和7年度も新たにマイナンバーカードの取得率向上のために取組を行うと思いますけれども、具体的にどの期間、どこで実施する予定なんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 現在も郵便局全10局と契約しておりまして、マイナンバーカードの交付申請サポートというのはさせていただいています。こちらに関しましては、来年度に関しましても継続していくことで、郵便局とお話はさせていただいている状況でございます。

また、市内での実施、どこでということはまだ具体的には決めておりませんが、マイナ免許証、こういったものが始まるということもありますので、その状況を踏まえまして、また市内の商業施設、また今年度と同様にKTXアリーナ等をお借りして実施できたらというふうには考えております。

○伊藤委員 以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 続きまして、財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

上段、2款地方譲与税、1項1目1節地方揮発油譲与税から26ページ、27ページの最上段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

最上段、17款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入の財政課所管分でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段、2目1節利子及び配当金の説明欄、5つ目の財政課、江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

その下、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節建物売却収入と2節土地売却収入でございます。

同じページの最下段、19款繰入金は基金繰入金で、説明欄の4つ目、財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段、20款繰越金、1節前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

最下段、2款1項5目財政費、人件費等から110ページ、111ページ中段、市有財産管理事業まででございます。

続きまして、大きくページをめくっていただきまして、474ページ、475ペ

ージをお願いいたします。

最上段が、11款災害復旧費、1目公共施設災害復旧費でございます。

その下、12款公債費、13款予備費でございます。

続きまして、別冊を御覧いただきたいと思います。

令和7年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の6ページ、7ページでございます。

令和7年度一般会計当初予算一般財源調でございまして、7ページ最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までと、その3つ下、17款財産収入のうち右側備考欄、不動産売払収入、その下、19款繰入金、20款繰越金でございます。

次の8ページには、一般会計における公債費の状況、ページをめくっていただきまして、11ページの基金の状況では、上から2つ目の財政調整基金から土地開発基金まででございます。

ページのほう、15ページをお願いいたします。

都市計画税の使途についてと、16ページには引上げ分に係る地方消費税収の使途についての説明資料となります。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　111ページの市有財産管理事業ですけど、アスベストが非常に金額が上がっていますけれども、その内容について教えてください。

○財政課長　アスベスト調査委託料636万9,000円を計上してございます。

こちらにつきましては、来年度は保育園など7施設を調査する予定でございまして、具体的に申し上げますと、今後、改修とか解体に向けての調査ということでございまして、あずま保育園、藤里保育園、宮田東保育園、門弟山保育園、草井保育園、わかくさ園、布袋ふれあい会館、こちらの施設につきましてアスベストの調査を行ってまいります。それぞれ約30体ぐらいの検体を採取しまして調査を行ってまいります。

○石原委員　ありがとうございます。それで大体全て終わっちゃうんですか

ね。

○財政課長 公共施設につきましては、順次、改修解体に向けて調査をして
いっておりますので、令和８年度以降も継続的に計上する予定でございます。

○石原委員 結構です。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 63ページの財政調整基金繰入金なんですけれども、令和７年度
の当初予算で15億円取り崩す状況ですね。これはここ数年なかったかと私は
記憶してございますけれども、財政状況が非常に厳しいと改めて危機感を持
った次第でございますけれども、令和７年度１年を通して推測すると年度末
の財政調整基金残高はどのぐらいになると想定されていますか。

○財政課長 財政調整基金残高見込み、令和７年度でございますけれども、
現時点では約19億4,300万円として見ております。

ただし、こちらにつきましては、今後の令和７年度の補正の内容、それか
ら令和６年度の前年度繰越金に影響されますので、現時点ではその辺りを加
味せず、19億4,300万円というふうに見ております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午後１時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、税務課について審査を行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する予算につきまして該当箇所を説明
させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。
歳入でございます。

１款市税でございます。１款市税、１項市民税から最下段の５項都市計画
税、こちらは１枚はねていただきまして、22ページ、23ページの最上段に続
きます。このうちのそれぞれ１節の現年課税分と軽自動車税の環境性能割と

あります分が税務課の所管となります。

少し飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

中段にございます14款2項1目2節徴税手数料にありますが証明手数料をはじめ2項目でございます。

また、少し飛びまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、最上段にございます税務課とありますデジタル基盤改革支援補助金をはじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、138ページ、139ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費の説明欄にございます人件費等から149ページにあります税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の令和7年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳書を掲げてございます。

また、少しはねていただきまして、15ページをお願いいたします。

こちらには、都市計画税の用途について掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　21ページなんですけれども、市民税、個人です。

この中に、前年度と比較して6億7,600万円ほど増えているんですけども、これは令和6年度に実施された定額減税の影響があったからでしょうか。

○税務課長　委員おっしゃるとおり、令和7年度予算につきましては、令和6年度にございました定額減税分を除いた結果、そのほかの要因と合わせてこの金額となっております。

○伊藤委員　分かりました。

あと、141ページの軽自動車税システム改修等事業の中で、備考欄にありますように、軽自動車税関係手続の電子化に伴うシステム改修とありますが、

これの具体的な内容は何でしょうか。

○税務課長 二輪の軽自動車125cc超250cc以下になりますが、こちらを保有するためには申請、税の申告や納付、登録手数料の納付など多くの手続が必要で、現在申請者は紙ベースによりこれらの手続を行っている状況です。申請者や各種手続事務担当者の負担軽減を図るため、インターネット上で一括して手続を行うことができ、電子データで管理できる軽自動車税ワンストップサービスを活用することにより、オンライン化を図るものです。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長 それでは、収納課所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算及び予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

1款1項1目、市民税、個人から22ページ、23ページの上段、5項1目都市計画税までの各項目の2節、説明欄、滞納繰越分でございます。

大きくはねていただきまして、56ページ、57ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目1節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

続きまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項1目1節滞納処分費と、21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、148ページ、149ページをお願いいたします。

2款2項2目収納費、149ページの説明欄、人件費等から153ページの納税

相談事業まででございます。

続きまして、別冊の令和7年度当初予算説明資料の6ページをお願いいたします。

ここでは、令和7年度当初予算一般財源調の中で、今回の歳入予算のうち、市税の滞納繰越分について、市民税から都市計画税までの内容を掲載しております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 153ページの還付・充当事業なんですけれども、この中で市税過誤納還付金等及び還付加算金が前年度と比較して増加となっておりますけれども、その理由は何でしょうか。

○収納課長 まず、市税過誤納還付金等及び還付加算金につきましては、今年度中に納めた税金ではなく、過去に納めた古い税金が申告等によって更正により税額が減税となり、納め過ぎたものに対して還付するための予算となっております。主に納税義務者から申告等の還付が生じるため、事前になかなかこちらは想定することが難しいんですけれども、今委員おっしゃられましたように、通常は、過去の実績を踏まえて、例年ですと4,500万円ほど計上しておりますが、令和7年度につきましては、法人市民税において確定申告による歳出還付が大きくなることから、この4,500万円にプラス6,000万円を増額した1億500万円です予算計上しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の14款 1 項 1 目総務使用料、1 節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料（電柱）から下段の本庁目的外使用料（尾張北部環境組合）まででございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

上段の15款 3 項 1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金でございます。
はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の16款 3 項 1 目総務費委託金、3 節選挙費委託金、その下、4 節統計調査費委託金でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

最下段の 4 項 5 目市町村事務移譲交付金、1 節市町村事務移譲交付金でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

最上段の17款 1 項 1 目財産貸付収入、2 節使用料及び賃貸料、説明欄、総務課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入ほか 2 件でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

中段の 2 項 2 目物品売払収入、1 節物品売払収入でございます。

最下段の19款 1 項 1 目基金繰入金、1 節基金繰入金でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

21款 5 項 2 目雑入、11節雑入、説明欄71ページ上段の総務課分、古新聞古雑誌等売却代ほか 5 件でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

下段の 2 款 1 項 6 目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、123ページ上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

大きくはねていただきまして、162ページ、163ページをお願いいたします。

中段の 4 項 1 目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、166ページ、167ページの下段まででございます。

次の168ページ、169ページをお願いいたします。

5 項 1 目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　121ページの次世代自動車導入事業についてですけど、これは昨年より大分予算が減っていますが、その理由と今後は何台にしていくなかという計画が何かあれば教えてください。

○総務課長　次世代自動車導入事業でございますけれども、電気自動車などの温室効果ガスの排出量抑制に寄与する次世代自動車の導入につきましては、公用車の買換え機会に合わせて導入の検討を進めているところでございますが、令和7年度は買換え車両がないことから当初予算に計上していないものとなっております。

また、現状は各メーカーにおきまして商用車の次世代自動車の開発が遅れておりますことから、今後市場を注視しながら経済性や必要性、代替車両の有無などを総合的に判断して導入を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在計上の80万6,000円につきましては、令和6年2月から2人乗りの電気自動車をリースで導入したことから2台分のリース代が計上されているものでございます。

○石原委員　ありがとうございます。

続いて、165ページですけど、参議院議員通常選挙事業ですけど、3年前と予算を比べましたら増加しているんですけども、何か理由があれば教えてください。

○総務課長　令和4年度に実施されております参議院議員通常選挙の予算と比較をいたしまして、物価の高騰や人件費の上昇により全体的に増額をしているところでございます。

主な増額内容といたしましては、期日前投票所の増設及びそれに必要となります会計年度任用職員の単価の上昇に伴いまして、報酬が379万7,000円から436万円となりまして56万3,000円の増額、消耗品費でございますポスター掲示板のほうは255万5,000円から366万2,000円となり、110万7,000円の増額、また委託料のうち、ポスター掲示場設置除去委託費が350万4,000円から433万5,000円となりまして83万1,000円の増額、また備品購入費といたしまして

は、記載台及び開票所の投票用紙読み取り分類機で使用いたしますパソコン4台等の更新のために280万1,000円を計上させていただいているといったことによるものでございます。

○石原委員 ありがとうございます。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 関連して、参議院議員通常選挙のことを聞きますけれども、投票率が非常に悪いですから、これは投票所の利便性の向上とか、投票率の向上に向けて何か新しい取組を令和7年度は考えてみえるのでしょうか。

○総務課長 令和7年度の参議院議員通常選挙に向けまして、選挙啓発の新たな試みといたしまして、インターネット上のバナー広告を活用して投票行動を促す選挙啓発を実施してまいる予定でございます。パソコンや携帯電話の位置情報を基に表示がなされるため、江南市内のみで表示が行われるものでございます。以上でございます。

○伊藤委員 あと、万が一、衆議院の解散に伴って同時選挙となった場合、投票所の対応が大変になると思いますけれども、問題なく対応ができるのでしょうか、そのときは。

○総務課長 今、最も投票所で有権者が多いところで、門弟山小学校のおおよそ7,000人程度だと思っておりますけれども、期日前を増設していることで現状は投票者数の3分の1が期日前投票で行われている現状でございます。

同時選挙となりますと投票時の時間もかかってまいりますけれども、そちらのほうは会計年度任用職員の増員等で回転させていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。あと、169ページの国勢調査事業。

これは5年に1度の国勢調査をするわけでございますけれども、これは最近、家庭を調査員が訪問してもなかなか協力が得られない、調査員も困っているという、そういう状況をよく聞くんですけれども、そうしたことをクリアするために何か、今回の国勢調査に関しては新しい取組を考えてみえるのでしょうか。

○総務課長 国勢調査の実施に当たりましては、国のほうで手順が示されてまいるものでその手順に沿って進めていくということになりますけれども、

インターネットの活用等によりますと、前回の国勢調査で申し上げますと大体、愛知県でおきますと42.2%の方がオンラインによる回答ということになっておりますのでそちらのほうを推奨して進めてまいりたい、このように思っております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

予算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段にあります21款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券償還差益でございます。

少し飛んでいただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の会計課所管部分、印刷物・物品売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

大きく飛んでいただきまして、136ページ、137ページの中段をお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項9目会計管理費でございます。説明欄の人件費等から次のページ、138ページ、139ページ上段の説明欄、庁用物品払出管理事業の庁用備品出納事務まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 137ページの歳入歳出事務処理事業の中で、口座振込手数料が

前年度と比較して倍増となっているんですけれども、これは件数の増加によるものなのか、手数料単価が変更になったのか、どちらですか。

○会計管理者兼会計課長 口座振込手数料ですけれども、令和6年10月から有料化となったことに伴いまして、令和6年度は半年分ですが、令和7年度は1年分となりますので、単価の変更はございませんが、額が増額となっているものでございます。

○伊藤委員 インターネットバンキング利用手数料ですけど、6万1,000円とあるんですけれども、どのようなときに手数料が発生するんですか。

○会計管理者兼会計課長 債権者の口座振替を行う際に、指定金融機関のインターネットバンキングを利用して振込を行っておりますのでその利用に係る費用になっております。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の170ページ、171ページの下段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、説明欄の人件費等から172ページ、173ページの愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 監査・審査・検査事業なんですけれども、この中の土木建築工事技術調査委託料の内容とその積算根拠をちょっと教えてください。

○監査委員事務局長 こちらは、工事監査を実施するための委託料でございます。建設などの工事の計画、設計及び施工が法令等に準拠しているか、工

事が適切かつ効率的、経済的に執行されているかということについて、資料を収集し、是正、改善を図ることを目的としております。

こちらの監査に当たりましては専門性を必要としますので、その技術的な部分について、工事監査の専門技術者に委託して助言を求めるものでございまして、積算根拠については、委託を受けていただける業者から見積りを取った内容になります。1日分の派遣分になります。

○伊藤委員 そうすると、委託の相手先というのは決まっておるんでしょうか。

○監査委員事務局長 入札にはなるかもしれませんが、近隣でも、公益社団法人大阪技術振興協会というところに委託している市町村が多いようでございます。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、消防総務課所管につきまして御説明申し上げますので、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます14款1項6目1節消防使用料、消防総務課分の消防施設目的外使用料の3つの項目でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段やや下でございます15款2項5目1節消防費補助金、消防総務課の災害対応特殊救急自動車購入費補助金でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段でございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料、消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

下段でございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、消防総務課

で、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段やや上でございます21款5項2目11節雑入の消防総務課分、全国消防グループ保険事務費負担金から、その2つ下の尾張水害予防組合水防団出動手当まででございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

下段でございます22款1項5目1節消防債、消防総務課分で防災基盤整備事業債とその下の消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、360ページ、361ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項1目消防総務費の人件費等から、はねていただきまして、374ページ、375ページ上段でございます消防予防費の上、26節公課費まででございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　363ページの救急救命士養成事業のところですけど、昨年に比べて大分減っているんですけど、理由を教えてください。

○消防総務課長　363ページの救急救命士養成事業のところでは昨年と比べてという御質問でございますが、令和7年度も令和6年度同様、救急救命士の養成を当初は計画しておりました。今年度になります、予定しておりました該当者、この者が急遽一身上の都合により退職となり、すぐに代わりがちょっと立てられない状況となりまして、こちらの予算を削減したという経緯でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　関連して、救急救命士を養成できないとなると救急救命士の運用人数の関係がありまして、その辺りはどうなんでしょうか。毎年1人ずつ養成されていたんですよね。そうすると、養成されないのが2年続くと救急

救命士が計画どおりに確保ができないということも考えられるんですけども、その辺りはどう考えてみえるんでしょうか。

○消防総務課長 救急救命士の人数でございますが、目標としております人数に向けて毎年養成はしてはしておりましたが、こういったことで令和7年度の予算としては養成することはできませんが、それとは別に新規採用の者で救命士の資格を持った職員も何年か前から継続的に入ってきているという状況でもございます。1年目から救命士としての運用はなかなか難しいですけども、方針としましては、3年たったときに救命士として運用できるように愛知県の運用試験も受けるような体制でやっておりますので、そちらのほうでもカバーして、何とか目標に向けて進めていきたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 371ページのグラウンド施設改修（LED化）事業で、布袋北小学校のグラウンド、今消防団が夜間練習しているんで、それだと思うんですけど、照明灯は今1基か2基、何基あったか忘れたんですけど、これは129万8,000円で全部LED化するんですか。

○消防総務課長 今回予算に上げさせていただきましたこちらのグラウンド照明ですが、布袋北小学校の位置でいきますと南西側のライトの改修でございます。北西側は過去に、もう既にLED化しておりますので、これで今回の西側としてはLED化になると。ただ、東側がまだLED化になってはおりませんが、今回ちょうど不具合も重なった関係で、また、よく見るとさびが物すごくて、何十年もたっている状況で、小学校のグラウンドの中にあるものですからそういったことも考慮いたしまして南西側のライトを今回改修するというところでございます。

○中野委員 ごめんなさい、分かればいいんですけど、1基の中に照明のやつ、電球というのかあれは何個ぐらいついておるんですかね、それで何個換えるのかな。

すみません、個人的に聞きたかった。分からなかったらいいです。大丈夫です。取りやめます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の36ページ、37ページをお願いいたします。

36ページ下段にございます14款2項6目1節消防手数料、説明欄にございます消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料及び煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、少しはねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

71ページ説明欄中段にございます21款5項2目11節雑入、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、374ページ、375ページをお願いいたします。

374ページ上段にございます9款1項2目消防予防費、説明欄の人件費等から378ページ、379ページ説明欄下段の煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 377ページの火災予防事業、住宅用火災警報器設置費補助金ですけれども、非常にこの補助はいい制度だと私は思っていますけれども、令和5年度から開始されて令和7年度で3年目になるというふうに記憶してございますけれども、これまでの実績が分かればちょっと教えてほしいのと、今後この補助制度についてはどのように考えていくのか、継続されるのかということも併せてお聞かせください。

○消防予防課長 こちらの住宅用火災警報器設置費補助金なんですけれども、

この事業は65歳以上の方がお住まいとなる住宅を対象として、令和5年度より開始しております。これまでの実績なんですけれども、令和5年度につきましては、補助金申請件数が38件、令和6年度につきましては41件、予算執行率が令和5年度が99.3%、令和6年度が100%でございます。

今後について、検討いたしまして、総務省消防庁の統計によりますと、全国における令和5年中の住宅火災における死者数の割合、高齢者65歳以上の方が74.5%と非常に高いものとなっております。江南市におきましても依然、住宅火災で高齢者がお亡くなりになっているという現状がございますので、高齢者の火災による死傷者の低減のためにも、令和7年度以降も本事業を継続してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 377ページの統計作成事業、会計年度任用職員さんがその統計を作成されているということだと思うんですけど、ちなみにどういう統計を作成されて、その統計をどのように活用されているのかをお聞きしたいんですけれども。

○委員長 暫時休憩します。

午後1時51分 休 憩

午後1時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○消防予防課長 この統計作成事業につきましては、消防組織法で消防庁長官に対する消防統計等の報告ということが定められておりまして、都道府県または市町村に対し消防庁長官の定める形式及び方法により、消防統計及び消防情報に関する報告を求めることとされておりますので、それに基づきこちらの統計を作成しております。

○中野委員 分かりました。

○委員長 いいですか。

○中野委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 消防署所管の当初予算につきまして御説明させていただきますので、予算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段でございます15款1項3目1節消防費負担金で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

少しはねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段やや下でございます22款1項5目1節消防債で、防火水槽耐震化事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、380ページ、381ページをお願いいたします。

最上段でございます9款1項3目消防署費、人件費等から少しはねていただきまして、390ページ、391ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の44ページから46ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 383ページの消防活動安全衛生事業の中で、委託料の抗体検査委託料と予防接種委託料の内容をちょっと教えてください。

○消防署長 抗体検査委託料、予防接種委託料でございますけれども、救急隊員の感染防止対策といたしまして接種する内容といたしましては、総務省消防庁から通知されております麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、破傷風の抗体検査、予防接種を実施するものでございます。

○伊藤委員 他の職員の接種状況はどうなっているんですか。

○消防署長 職員全体に対しましては令和4年度から、通知に基づきまして主幹以下職員を対象に実施をしてきました。令和7年度につきましては、令和7年度新規採用職員3名と、予防接種につきましては今年度に抗体検査を

実施した職員に対して行うもので、職員全体に関しましてはほぼ終了している状況です。

○伊藤委員 今後、定期的な接種が必要だと私は思うんですけども、これはどのように考えておられるのでしょうか。

○消防署長 この種類のうち、破傷風につきましてはガイドラインによって10年毎の接種が定められておりますので、破傷風については10年に1度の接種を予定しております。そのほかにつきましては、今後は定期的に抗体検査を実施して、また必要なワクチンを接種するといった予定でございますけれども、具体的な時期というのはまだ決めておりません。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 56 分 休 憩

午後 1 時 57 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続いて、議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算(第1号)の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

追加議案書の40ページ、41ページをお願いいたします。

最上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休 憩

午後1時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第42号 江南市職員の勤務時間、休憩等に関する条

例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書人事課長　議案第42号につきまして御説明を申し上げますので、追加議案書の2ページをお願いいたします。

令和7年議案第42号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の3ページから6ページには江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、7ページから20ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　提案理由がフレックスタイム制を導入するためとあるんですが、現行市で考えているフレックスタイム制の例えば出勤とか退勤などについて、分かれば概要を教えてください。

○秘書人事課長　今回改正により行われますフレックスタイム制というものでございますけれども、勤務時間の総量を維持した上で、週休日の土・日以外の平日に勤務時間を割り振らない日を設定することができる制度でございますので、江南市につきましても、そのような運用ということの中で考えております。

○伊藤委員　そうすると、このフレックスタイム制は庁舎の職員は何とかいけるんですが、例えば専門職の保育職とか消防職にも適用されるんでしょうか。

○秘書人事課長　保育士ですとか消防署職員につきましては、公務の運用上の事情によりまして、土・日勤務でありますとか24時間のシフト体制で変則勤務となっておりますので実際にフレックスタイム制を活用することは難しいかもしれませんが、一律にフレックスタイム制の対象外とするものではございません。この制度につきましては、公務の運営に支障がないと認められる場合に利用される制度でございますので、対象者につきましては今

後規則等で考えてまいりたいと考えております。

○伊藤委員　今後、各部署の希望を聞いて規則で定めていくということなんですよね。あと、会計年度任用職員はどうなるんでしょうか、適用はされるんでしょうか。

○秘書人事課長　フレックスタイム制でございますけれども、何分初めて始めさせていただくものになりますので、まずは育児、介護を行う職員を対象にスタートさせていただき、その後は運用状況を踏まえまして段階的に、会計年度任用職員も含めまして広げてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員　ちょっと懸念するんですけれども、グループ制のシフト編成をしますと例えば余分な事務負担が一定の職員にかかってくることが考えられるんですけれども、そうしたことはどう考慮されるんでしょうか。

○秘書人事課長　今回の制度でございますけれども、短時間勤務ではございませんので、あくまで勤務時間の総量を維持した上で勤務時間を割り振る制度というものになってございます。そのため、他の職員の負担が過度に大きくなるということは考えてはおりませんけれども、各部署におきまして、窓口業務であるとか作業業務の分担を見直すなど、運用については一定の配慮が必要になるものと考えております。

○伊藤委員　あと、フレックスタイム制を申請する場合、例えば課長が承認をするという形になるんでしょうか。

○秘書人事課長　利用を希望する職員のほうから、まずは課長に申し出ていただきまして、課の中で、事務の運用上支障がないかどうかを判断しつつ承認を得るということで考えさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員　ちょっと要望になるんですけれども、これは働き方改革とか職員の負担軽減、業務の効率化などに一定の効果はあると思うんですけれども、一部の職員に偏ったり、また市民サービスの低下などにつながってくるような場合は非常にまずいですので、日々の業務に支障がないように十分気をつけて運用を図っていただくことを要望いたします。以上でございます。

○委員長　要望ということで。

○東猴委員 フレックスタイム制とは関係ないかもしれませんが、休暇はどんどん取っていただく体制にはしていただきたいと思っております、ちょっと気になりましたのが3連休ですね。せっかくの3連休ですのに真ん中に市のイベントが入ってしまったり、1日でもイベントが入っていると、もちろん重要なやつはいいんですけれども、市の職員にとってみれば3連休、せっかく家族と一緒にどこかへというときに行けなくなっちゃいますので、3連休のときは可能な限り市のイベントを避けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長 イベント等は定例的にもう決まった日付等もありますので、そういった要望があるということを幹部会などを通じて、こういったことがございましたということの報告はさせていただきますのでよろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 長尾議員から本件に関して委員外議員として発言したいと申出があります。

会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員 ありがとうございます。

実は、これは6月に一般質問をやりますねといって通告を先日したら議案書が出てきましてね。

なので、先に聞いちゃうんですけど、フレックスタイム制はもともと人事院のほうでは以前より、ずうっと前からやっていて、今回、江南市は初めて採用されるということで、一般質問では何でやらのだと聞こうと思ったら今回出てきたんですけど。

それで人事院はさらにいろいろ進めて、今は育児のほうからということだったんですけど、人事院はもうさらに前、始めた段階から育児、介護の方を中心と言っていて、要は江南市としたら一段遅れた、令和7年4月から新たな制度に一般の方も全員移行していくみたいな話になっている中、今答弁

の中では介護、育児の方という言葉をいただいたんですけど、最初から全部に適応するのは何か問題があるんですか。

○秘書人事課長　最初から全ての職員をといる今の御質問でございましたけれども、まずは、先ほども御意見をいただきましたように市民サービスの低下を招かないように、また職場内でもそういった体制をきちんと取っていくという必要がございますので、まずは介護であったり、育児である職員を初めに、段階的に状況を見ながら進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○長尾議員　分かりました。それで進められるのはいいんですけど、最終的にはどのタイミングで全体になるのかは分らないですね。

いいんですけど、今回の議案が出てきたので、しっかり調べてみたんで実は法的にどういう、フレックスタイム制といってもいろんなやり方があるからどんな制度になるんだというのが分からなくて、議案だけ見ても多分分からないんですよ。総量を変えずに、あれば好きにできますとか言っているんですけど、実は、人事院のほうから出ているのが週休3日制も導入しようという話になっているじゃないですか、それって採用されますか。

○秘書人事課長　1日を勤務を割り振らない日ということで、土・日を含めまして3日の週休日をつくる、週休日というかお休みの日がつくれるという制度の趣旨でございますので、江南市もそのような形で運用はしていきたいと考えております。

○委員長　よろしいですか。

○長尾議員　では、ここから先はちょっと勇み足的な話もあるんですけど、これって、人事院は国家公務員を含めてこの制度だという形、ある程度ひな形をつくっているんですけど、その枠を超えて、要は民間だともっと、スーパーフレックスというレベルのこともやっている企業も当たり前にあるんですけど、例えば、江南市の職員の方、江南市の独自性を出すためにスーパーフレックス、例えばでいくと、要するに1日1時間でも来れば出勤扱いになってほかの時間で、要は総仕事時間が一緒だということは、残業時間が多い部署なんかは仕事が忙しくないときは1時間やって帰れば出勤扱いで、残りの時間、7時間45分のうちの6時間45分が丸々残業時間から時間としては減

らされるという、要は悪くいうと残業時間減らしなんですけど、そういうような制度を導入している民間企業は多くあるんですけど、そういうような人事院の設定よりも踏み込んだような運用というのはすることは難しいんじゃないかな。

○秘書人事課長　　まだ今はそういった人事院を超えるような運用制度というところまでは考えておりませんが、勤務時間の総量を維持した上で、その範囲の中での割り振りを今後、適用除外となる職員でありますとか勤務時間の割り振りの基準でしたりとか、そういう手続についても制度的に構築してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○長尾議員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 11 分　　休　憩

午後 2 時 11 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 42 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る12月の委員会におきまして、委員長案として地域・市民協働の取組についてをテーマに研修会を開催したい旨御提案させていただき、調整につきましては、正・副委員長に御一任いただいております。その後、講師の方と調整いたしました。日程の調整がつきませんでしたので、実施しないこととさせていただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、実施しないこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会について、議題といたします。

資料は、タブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和7年2月6日に、ふるさと納税返礼品出品者と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても、事前に委員の皆様へ配付しておりますが、タブレット端末に配信しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたします。

滞りなくスムーズに委員会が進行しましたことを皆様に感謝申し上げて、閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時13分 閉 会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

総 務 委 員 長 大 薮 豊 数